

施策名:ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。  
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額  
障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

# 医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分） （福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 183億円

## 事業の目的

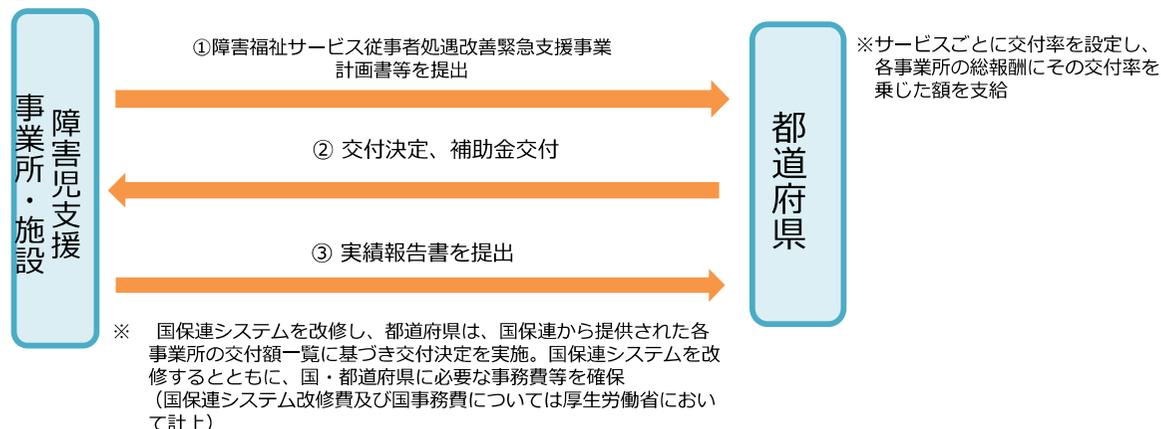
- 障害児支援分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況である。
- 障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。

## 事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している障害児支援事業所・施設に対し、さらなる処遇改善に要する費用を補助する。

### 【補助対象】

- ・ 処遇改善加算の対象サービスについては、加算取得事業者
- ・ 処遇改善加算対象外サービス（障害児相談支援）については、処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込みの）事業者



## 実施主体等

【実施主体】 都道府県

【負担割合】 国10/10

【補助額】 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額（一人当たり月額1.0万円×6か月相当）